## 平成 28 年熊本地震により被災されたお客さまに対する ガス料金の特別対応への期間延長について

日本ガス株式会社

このたびの平成 28 年熊本地震により被災された皆様に、心よりお見舞い申し上げます。 平成 28 年 4 月 14 日以降の熊本地震により、熊本県 45 市町村に災害救助法が適用されま した。これを受けて当社は、この地震で被災された方が、当社の供給区域内で新たにガス をご使用になる場合、ガス料金の特別措置を講じるために、4 月 28 日付けで供給約款等以 外の供給条件の認可を受けております。しかし、依然としてお客さまへの相当の影響が継 続している状況を考慮し、既に認可された供給条件の期間延長を九州経済産業局へ5 月 25 日に申請し、同日認可されました。

記

## 1. 適用対象

平成 28 年熊本地震に関連して災害救助法が適用された地域<sup>※1</sup> において被災され、当社の供給区域外から当社の供給区域内に避難し、新たにガスの使用を開始するお客さま(お客さまからのお申し出に応じて適用させていただきます)

## 2. 特別措置の内容

- 1) 適用対象となるお客さまの早収期間経過後も早収料金を適用 平成28年4月、5月および6月検針分のガス料金のお支払が早収期間経過後も早収料 金を適用いたします。
- 2) 適用対象となるお客さまの支払い期限の延長(4月28日付け認可内容から変更) ガス料金の支払い期限を平成28年4月検針分は3ヶ月間、5月検針分は2ヶ月間、 6月検針分は1ヶ月間、それぞれ延長いたします。

※1: 災害救助法適用地域(平成 28 年 5 月 25 日現在) 熊本県 45 市町村

以上